

# 議案参考資料

[令和7年第1回定例会(3月)]

[担当課(室)係]

工務課 給水維持係

## 議案名

議案第20号 桐生市水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例案

## 趣旨・目的

水道法施行令及び水道法施行規則の一部改正に伴い、水道の布設工事監督者及び水道技術管理者(以下「監督者及び管理者」という。)の資格要件について、所要の改正を行おうとするものです。

## 概要

水道法施行令及び水道法施行規則の改正により、監督者及び管理者の資格要件が改められました。

### 布設工事監督者の資格要件の主な改正内容

改正項目	現行	改正案
(1)実務経験年数に他分野の実務経験を加味	水道に関する実務経験のみ	工業用水道、下水道、道路又は河川に関する実務経験年数も算入可能とする
(2)学歴・学科要件における「土木工学科」以外の課程の追加等	土木工学科の履修者のみ	機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程の履修者も可とする
	土木工学科の「衛生工学・水道工学」の履修者は必要な実務経験年数を1年短縮	履修科目にかかわらず3年に統一(※)
(3)一級土木施工管理技士を追加	—	学歴・学科要件に関わりなく、新たに一級土木施工管理技士の有資格者も可とする(※)

表中の※は、水道技術管理者についても共通の改正

(施行期日：令和7年4月1日)

## 背景・経過

「生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令」及び「整備省令」が、令和6年3月29日に公布されました。これにより、監督者及び管理者の資格要件が改められ、令和7年4月1日から施行されます。

監督者及び管理者は、水道法で水道事業者に設置が定められており、水道整備・管理行政の機能強化が求められておりますが、携わる職員数の減少に伴い、水道法施行令に定められた資格要件を満たす人材の確保が困難となっているため、監督者及び管理者の資格要件の見直しが行われました。